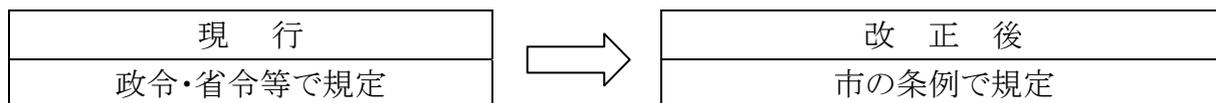


札幌市下水道条例の改正について (資料下-2の概要説明)

1 条例改正の背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(通称：第1次・第2次一括法)が施行されたことにより、国が法令などで一律に決定して自治体に義務付けてきた基準などの一部を自治体が自ら条例で定めることとなりました。(平成25年4月1日までに条例改正が必要)



◎第3回定例市議会で一括法関連による条例改正を予定している部局

- ・保健福祉局
- ・環境局
- ・建設局
- ・都市局
- ・水道局

2 建設局(下水道)の対応(札幌市HPにより一般公開中)

条例改正が必要な下記の基準については、下水道事業を行うために必要かつ基本的な内容であることから、現行法令と同じ内容を条例に定める。

なお、条例改正の概要については、下表のとおり、札幌市のホームページに一般公開されています。(公開期間：6月22日～7月23日)

| 政省令等(下水道法施行令) | | 札幌市対応 | |
|------------------------------------|---------|---------------------|--|
| 内 容 | 区 分 | 対 応 | 理 由 |
| 排水施設及び処理施設に共通する構造の基準 (施行令第5条の8) | 参酌すべき基準 | 下水道法施行令の内容と同じ内容を定める | 現行の基準は、公共下水道事業を適切に行うために必要かつ基本的な基準と考えており、今後も当該基準により本市施設の設置等を行うことが適切であると判断するほか、本市における特別な事情により別の基準を追加する必要がないと判断するため。 |
| 排水施設の構造の基準 (施行令第5条の9) | 参酌すべき基準 | | |
| 処理施設の構造の基準 (施行令第5条の10) | 参酌すべき基準 | | |
| 適用除外 (施行令第5条の11) | 参酌すべき基準 | | 工事用の仮の施設や災害時における応急措置施設については、迅速な設置が求められるとともに、一時的に供用され近い将来撤去されるものであることから、上記の基準をそのまま適用することは適当ではなく、本市においても現行どおり適用除外とすることが適切であると判断するため。 |
| 終末処理場の維持管理 (施行令第13条) | 参酌すべき基準 | 下水道法施行令の内容と同じ内容を定める | 現行の基準は、公共下水道事業を適切に行うために必要かつ基本的な基準と考えており、今後も当該基準により終末処理場の維持管理を行うことが適切であると判断するほか、本市における特別な事情により別の基準を追加する必要がないと判断するため。 |

3 条例改正による市民生活への影響

新たに条例で定める項目については、2のとおり、公共下水道の構造の基準や終末処理場の維持管理に関する項目であり、また、これまで政令で定められていた基準と同じ内容を条例に定めることから、市民生活へ直接影響するものではありません。